

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）について

平成 29 年 4 月～

1 新総合事業の目的

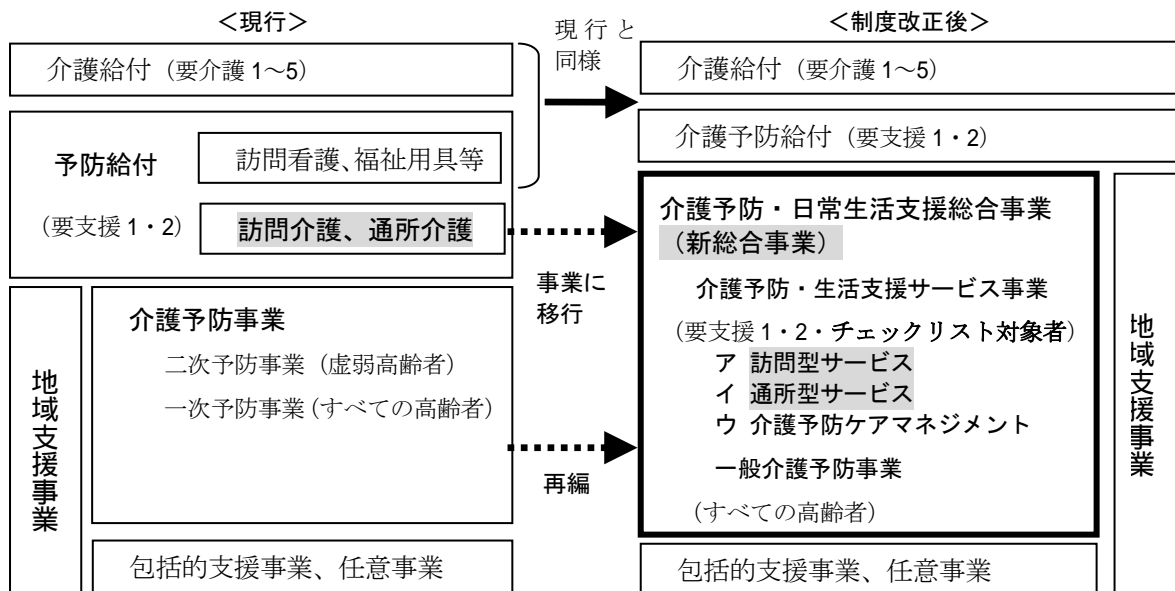
介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの推進（介護サービスの見直し）、持続可能な介護保険制度の構築を目的とし、新総合事業が創設されました。

新総合事業は、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を行い、介護予防・重度化予防を目指すものです。

2 新総合事業の概要

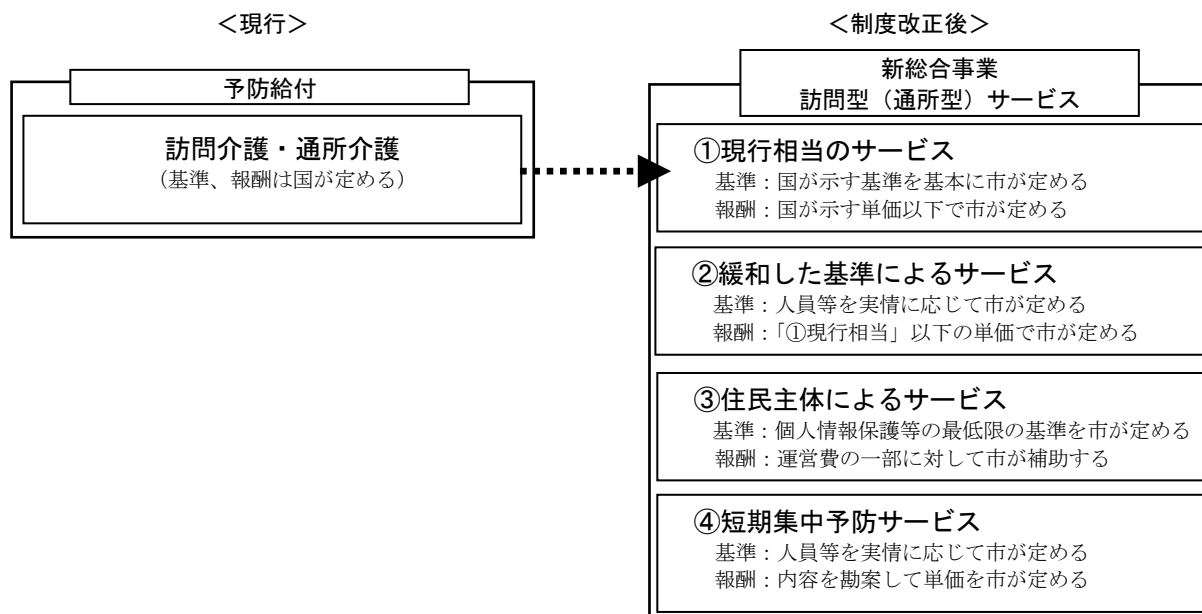
(1) 事業構成

- (ア) 要介護者（要介護 1～5）を対象とした「介護給付」のサービス及び要支援者（要支援 1・2）を対象とした「予防給付」の訪問介護・通所介護を除くサービスは現行と変わりません。
- (イ) 「予防給付」の訪問介護・通所介護について、「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービス・通所型サービスへと移行します。
- (ウ) 「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者（要支援 1・2）に加え、チェックリストによる事業対象者もサービスを利用できるようになります。
※利用者の状態を把握し、簡便にサービスにつなぐために実施する質問・評価。
- (エ) 「二次予防事業」及び「一次予防事業」が再編され、「新総合事業」へと移行します。



(2) 提供体制

- (ア) 「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」における訪問型サービスと通所型サービスでは、指定を受けた事業所が行う「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」、「短期集中予防サービス」など提供が可能になります。
- (イ) 設備・運営の基準や報酬は市が定めます。



3 浜松市の新総合事業の訪問型サービス（案）

現在の予防給付の訪問介護から移行した「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」の新設により、利用者のサービス選択の幅を広げていきます。

区分	①現行相当のサービス	②緩和した基準によるサービス	③住民主体によるサービス
1 サービス内容	生活援助（掃除・洗濯など） 身体介護（食事・入浴など）	生活援助（掃除・洗濯など）	生活援助（掃除・洗濯など）
2 実施方法	事業者指定	事業者指定	補助
提供主体	訪問介護事業所	訪問介護事業所	地区社協、NPO など
提供者	介護福祉士等	法人が行う研修修了者	ボランティア
3 報酬	現行の介護予防訪問介護と同額	「①現行相当」の 8 割	「②緩和した基準」以下（調整中）

「緩和した基準によるサービス」は生活援助に限定されるため、訪問介護員（介護福祉士・介護職員初任者研修修了者）の資格要件を緩和し、法人が行う研修修了者によるサービス提供を可能にします。研修は、市が定める内容に沿った研修を事業者が実施することを予定しています。

4 浜松市の新総合事業の通所型サービス（案）

現在の予防給付の通所介護から移行した「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」、「④短期集中予防サービス」により、利用者のサービス選択の幅を広げていきます。

区分	①現行相当のサービス	②緩和した基準によるサービス	③住民主体によるサービス	④短期集中予防サービス
1 サービス内容	入浴・移動・食事等の介助 運動、レクリエーション 専門職による機能訓練	移動移乗・食事等の介助 運動、レクリエーション	コミュニティサロンにおけるレクリエーション 交流、運動の場の提供等	生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラム
2 実施方法	事業者指定	委託 ¹	補助	委託 ²
提供主体	通所介護事業所	受託事業所	地区社協、NPO など	医療機関、フィットネスクラブなど (検討中)
提供者	介護職員、看護師など	介護職員	ボランティア	理学療法士、運動実践指導士など
3 報酬	現行の介護予防通所介護と同額	「①現行相当」の9割	「②緩和した基準」以下（調整中）	(検討中)

1 現在の二次予防事業で虚弱な高齢者を対象として実施している「元気はつらつ教室」を、現在の利用者に影響がないよう「②緩和した基準によるサービス」へ移行し、現行どおり委託により実施します。

2 現在の二次予防事業で実施している「運動器機能向上トレーニング」を、「④短期集中予防サービス」へ移行し、委託により実施します。

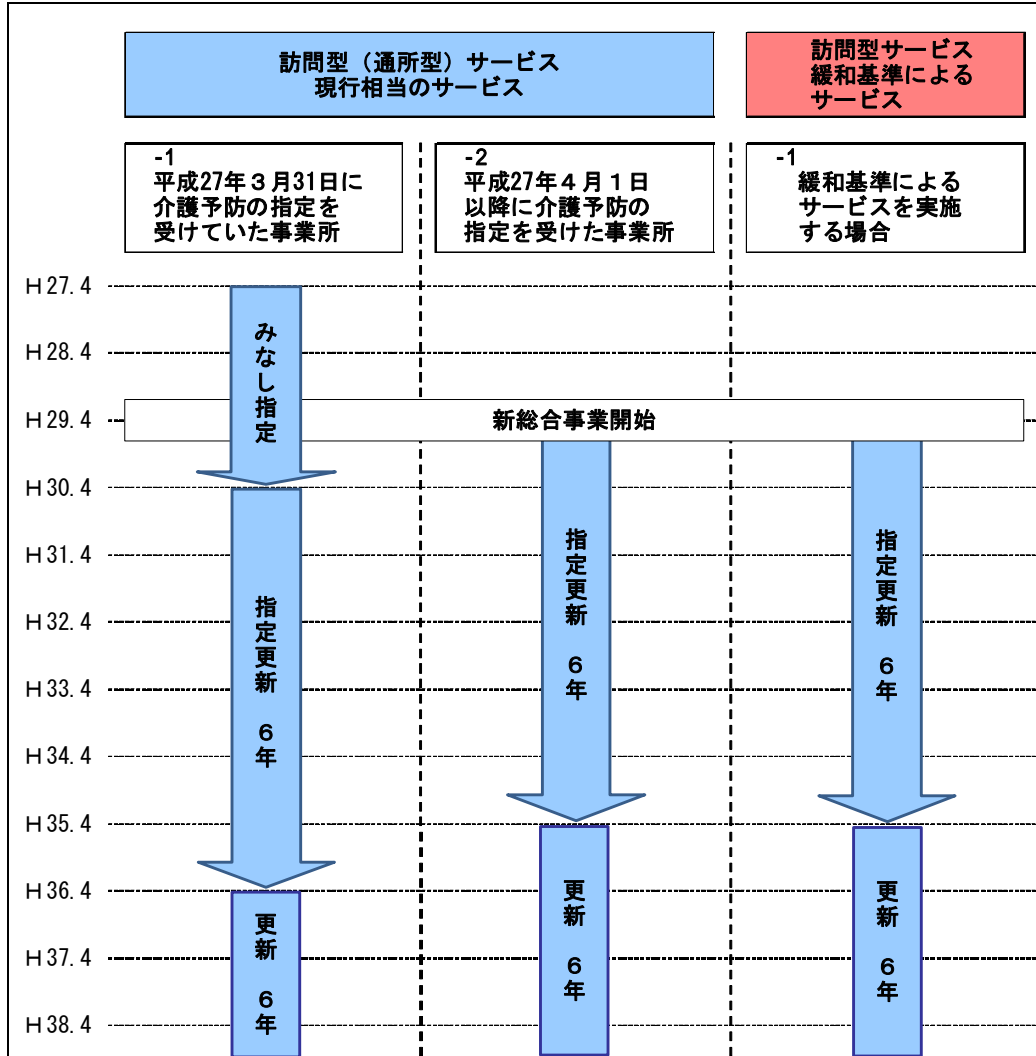
5 浜松市の介護予防ケアマネジメント（案）

- (ア) 新総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスの利用に際し、サービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、地域包括支援センター等が専門的視点からアセスメント、プラン作成等のケアマネジメント業務を行います。
- (イ) ケアマネジメントは利用するサービスの種類により、A・B・Cの3種類に分類されており、報酬はサービス担当者会議の有無や、モニタリング頻度により異なります。
- (ウ) 「訪問看護」や「福祉用具貸与」などの介護予防サービスを併せて利用する場合は、これまでどおり介護予防支援によるケアマネジメントが行われます。

区分	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
利用サービス	現行相当のサービス	緩和した基準によるサービス 短期集中予防サービス	住民主体によるサービス
内容	現行の介護予防支援と同様	現行の介護予防支援を簡素化 (サービス担当者会議の省略など)	現行の介護予防支援を簡素化 (モニタリングの省略など)
報酬	現行の介護予防支援と同額	現行の介護予防支援の5割	現行の介護予防支援の5割 (利用開始月のみ)

6 訪問型（通所型）サービスの事業者指定について

- (ア) 指定事業者により提供されるサービス（訪問型サービスの現行相当のサービス・緩和基準によるサービス、通所型サービスの現行相当のサービス）については、保険者（市）から事業者指定を受ける必要があります。
- (イ) 訪問型サービスは、同一事業所において「現行相当のサービス」と「緩和基準によるサービス」の双方のサービス提供が可能ですが、サービス毎に事業者指定を受ける必要があります。



現行相当のサービス

①-1

「平成27年3月31日に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けていた事業所」は、介護保険法により、訪問型（通所型）サービス（現行相当のサービス）の指定を受けているものとみなされている（みなし指定）ため、新たに指定を受けるための手続きは不要です。（みなし指定の有効期間は平成30年3月31日）

①-2

「平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けた事業所」については、みなし指定の対象となっていないため、新たに指定を受けるための手続きが必要です。後日、みなし指定の対象となっていない事業所に対して、指定申請の手続きに関する説明会の開催を予定（P5参照）しています。

緩和基準によるサービス

②-1

訪問型サービスの緩和基準によるサービスを実施する場合は、当該サービスを提供する事業所において新たに指定を受けるための手続きが必要です。後日、手続きに関する説明会の開催を予定（P5参照）しています。

7 「訪問型サービスの緩和基準によるサービス」について

(1) 事業の目的

- ・新総合事業では、要支援者等の状態にあったふさわしいサービス提供がされ、結果として費用の効率化を目指すものとされています。
- ・訪問型サービスの「現行相当のサービス」の他に、訪問介護員の資格要件を緩和し、事業を行う法人が自己で行う研修修了者がサービス提供する訪問型サービスの「緩和基準によるサービス」を創設します。
- ・訪問型サービスの「緩和した基準によるサービス」では、緩和した資格要件に適した報酬設定とします。

(2) 要支援者の訪問介護の利用状況等（本市調べ）

(ア) 利用回数（週平均）

週1回程度・・・54.6%、週2回程度・・・37.7%、週2回超・・・7.7%

(イ) サービス内容

身体介護のみ・・・2.4%、身体介護+生活援助・・・10.2%、生活援助のみ・・・87.4%

(ロ) 人員基準を緩和したサービスに対する事業者アンケート結果（自由記載）

- ・有資格者でなくてもサービス提供が可能になることから募集・採用が行いやすく、人材が確保し易くなる。
- ・訪問介護員が増えれば、より多くの利用者へサービス提供が可能になる。
- ・身体介護を必要とする利用者へは有資格者がサービス提供を行い、生活援助のみの利用者へは研修修了者がサービス提供を行うことで効率的な事業運営が期待できる。

(3) 事業者指定について

- ・当該サービスを提供する事業所は、新たに事業者指定を受けるための手続きが必要です。後日、手続きに関する説明会の開催を予定しています。

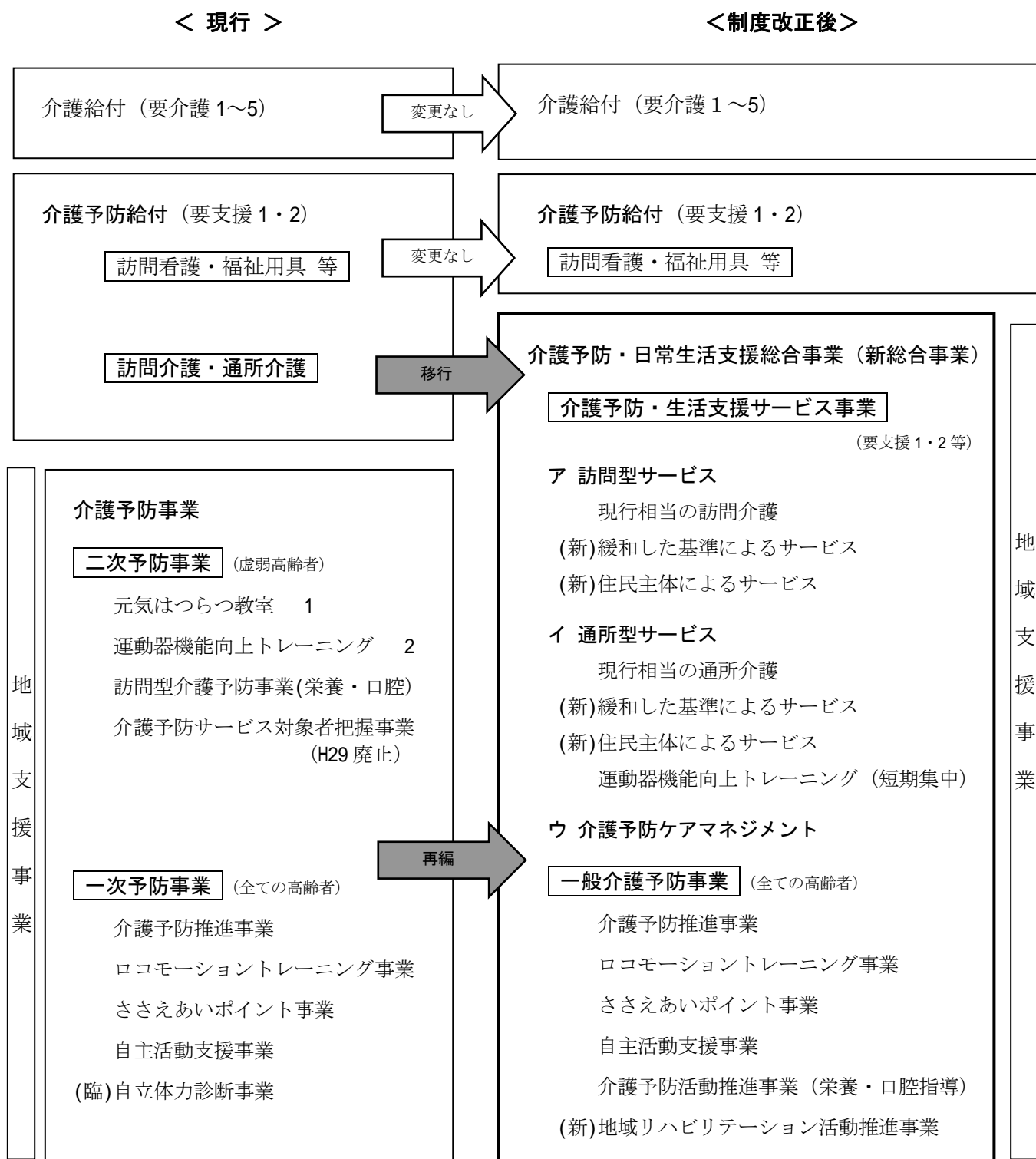
8 今後の説明会スケジュール

新総合事業への円滑な移行を図るため、新総合事業に係る説明会を以下のように開催いたします。対象事業所あてには、メールにて開催通知を送らせていただきますので、管理者等の出席をお願いいたします。（必須）

No	説明会	対象事業所	開催日	場所	内容
1	通所型サービス（緩和基準）事業者説明会	「元気はつらつ教室」の委託を受けている事業者	11月22日（火）	浜北グリーンアリーナ	・通所型サービス（委託の概要） ・元気はつらつ教室について
2	介護予防ケアマネジメント事業者説明会	全ての地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	11月30日（水）	浜北文化センター小ホール	・介護予防ケアマネジメントについて
3	訪問型サービス事業者説明会	全ての訪問介護事業所	① 12月15日（木）	①市役所北館 101会議室	・訪問型サービス（現行相当の概要） ・訪問型サービス（緩和基準の概要） ・事業者指定について ・その他
			② 12月16日（金）	②浜北区役所 大会議室	
4	新総合事業（請求事務等）事業者説明会	全ての訪問介護事業所 通所介護事業所 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター	2月17日（金）	浜北文化センター大ホール	・新総合事業の概要 ・サービスの内容 ・報酬請求に関する留意事項 ・その他

No3の訪問型サービス事業者説明会は、12月15日は中区、東区、西区、南区、12月16日は北区、浜北区、天竜区の事業所が対象になります。

【参考】本市の新総合事業の構成図



1 現行の「元気はつらつ教室」は、「イ通所型サービス (緩和した基準によるサービス)」に移行する。

2 現行の「運動器の機能向上トレーニング」は、「イ通所型サービス (短期集中)」に移行する。